

2013年1月7日 全5頁

2013 年に注目する ESG イベント

―環境・社会・ガバナンス分野の動向―

環境調査部1

[要約]

- 【Environment:環境】
 - ・エネルギー問題には引き続き注目
 - 温室効果ガス以外の環境側面に関心が拡大し、新たな街づくりの議論が活発化
 - ・第 3 次循環型社会形成推進基本計画が開始、従来の活動であるリデュースとリユース (2R) も強化
- 【Social:社会】
 - 2013年の事業にかかる紛争鉱物報告が求められる
 - ・国際会議「TICAD(アフリカ開発会議)」が横浜で開催、日本でアフリカへの注目度 が高まるか
 - ICT 普及に伴うプライバシー問題の広がり
- 【Governance:コーポレート・ガバナンス】
 - ・政権交代後も、社外取締役の選任をルール化する流れは変わらず
 - 投資家の信頼性を高めるためにも、会社制度の改正は進められよう

2013年は、これまで別々に議論されることもあった環境・社会・ガバナンスの各課題のうち、環境と社会の境目がなくなって議論される年になるかもしれない。

¹環境調査部長 岡野 武志、主任研究員 伊藤 正晴、主任研究員 鈴木 裕、主任研究員 大澤 秀一、主任研究員 小黒 由貴子

図表 2013年に ESG (環境・社会・ガバナンス) 分野で注目するイベント

1月~3月	(1月)京都議定書第2約束期間開始 (1月)欧州排出量取引市場(EU ETS)フェーズ3開始 (年度内)発電所設置に関する環境アセスメントの迅速化 (年度内)新たな海洋基本計画策定予定(海洋エネルギー普及促進含む) (年度内)固定価格買取制度 買取価格の見直し(毎年)
4月~6月	(4月)統合報告のドラフト公表予定(公表後、意見等募集) (4月)新クレジット制度開始(経産省、農水省の国内クレジット制度と環境省のオフセット・クレジット: J-VER制度が統合) (4月)第3次循環型社会形成推進基本計画開始(3Rから2Rへ、リデュース・リユース拡大) (4月)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行予定 (6月)TICAD5開催(横浜)
7月~9月	(9月)気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書(AR5)第1作業部会報告書の公開予定
10月~12月	(12月)国連気候変動枠組条約(UNFCC)のCOP19、COP/MOP9の開催(東欧の予定) (12月)日本国温室効果ガスインベントリ、2012年度速報値発表
2013年内	 ・年内に統合報告フレームワーク公開予定 ・新たなエネルギー基本計画 策定予定 ・OECDプライバシーガイドライン改定予定 ・EUデータ保護規則検討(EUデータ保護指令から規則へ)

(出所) 各種資料・報道に基づいて大和総研 環境調査部作成

【環境】

日本においては、電力を中心としたエネルギーの確保について、引き続き注目度が高い。最新の「エネルギー基本計画」は 2010 年度に策定されたものであり、新しい計画は 2012 年夏に策定される予定であった。しかし、2012 年 9 月に出た「革新的エネルギー・環境戦略」には原発のあり方について明確な記述がなく、閣議決定にも至らなかった。2030 年に向けた日本のエネルギー構成が示されていないため、早期に新計画が出されることが望まれている。

原発の代替として化石燃料の使用が増加し、燃料輸入総額が跳ね上がった。一方、海外では 米国を中心に「シェールガス革命」が起こっており、日本では今までより安価な天然ガス獲得 への期待が高まっている。

2012年7月に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)により、特に太陽光発電において急速に導入が進むものの、その他の発電設備の導入には時間がかかる。今後は、高効率な石炭火力発電や、ガスタービンと蒸気タービンを併用するGTCC(ガスタービンコンバインドサイクル発電)など、化石燃料の効率的な利用方法も見直されることになろう。

また、エネルギー需要の中で熱の占める割合は高い。昨今の電力不足のため電力が注目されていたが、今後は熱というエネルギーの有効利用も進めるべきであろう。

日本は、京都議定書の第二約束期間に参加しないことに加えて、2020年の中期目標である25%



削減についても見直しを表明したことから、国連気候変動枠組条約会合でのプレゼンスが低下 している。このままでは、すべての国が参加することになっている 2020 年以降の枠組や議定書 における交渉力の低下が懸念される。日本においては地球温暖化問題の注目度が下がり、世界 でも欧州危機や主要国の首脳交代などにより、環境政策の主軸が変化するのではないかと見る 向きもある。

世界の機関投資家が企業の気候変動問題への対応や温室効果ガス排出量等の開示を求めている活動であるCDP (Carbon Disclosure Project)では、水問題への対応の調査も開始し、2010年から毎年、報告書を公開している。水資源は偏在性が高いこと、新興国や途上国の発展と共に農業、工業、生活などに必要とされる水資源の急増が予想されること、また近年、大洪水や渇水の発生が目立っていることなどから、ますます水問題の重要性が高まっている。

また、エネルギーや水に加えて、交通や医療などを含めた総合的な街づくりとして、世界ではスマートコミュニティや環境都市の実証実験、<u>コンパクトシティ</u>の再検討が進んでいる。日本でも防災・減災の観点も含めた、新たな街づくりの議論が活発化しよう。

一方、省資源化や再利用など、以前から行われている活動にも再び脚光があたる可能性がある。2013年から開始される第3次循環型社会形成推進基本計画は、ごみの減量に主眼が置かれてきた従来の計画から、リデュースとリユース(2R)を強化し天然資源の消費抑制を進める方向に舵を切るものとみられている。

【社会】

<u>紛争鉱物</u>とは、コンゴ民主共和国と周辺域に源泉を有するコルタン、錫石、金、タングステン、または、その派生物のこと。産出国にとって貴重な外貨獲得源であるため、その帰属や権益をめぐる紛争の原因となる。鉱物売却収入が武器等の購入資金となって内戦等を長引かせ、当該地域において人権侵害を惹起する側面が指摘されている。

2010年7月に可決された米国金融改革法(ドッド=フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律、以下、ドッド=フランク法)により、自社製品に紛争鉱物を使用している企業(製造業)は、年次報告書において、その原産地について合理的な調査を踏まえて開示する義務を負うこととなっている(第1502条)。

この開示に関する詳細な規則の制定は、米国証券取引委員会(SEC)に委任されていたが、作業は難航し、2012年8月にようやく採択に至った。ドッド=フランク法による開示義務は、SEC に報告書を提出している企業であれば、外国企業にも適用される。既に SEC 登録している本邦企業については、影響を直接受けることになるが、今回の開示規則が企業に対して鉱物の原産国に関する合理的な調査の実施を求めていることから、SEC 登録していない本邦企業も、SEC 登録



録企業のサプライ・チェーンに含まれている場合には、何らかの影響が及ぶ可能性を排除できない。

開示は、会社の事業年度に関わらず、暦年ベースで行う。2013 年の事業にかかる紛争鉱物報告書は、2014年5月末までに提出することとされている。そのため、2013年中に、取引先等から紛争鉱物の使用の有無を問う照会が増加するものと思われる。

アジアに続いて今後の成長への期待が大きいのがアフリカである。<u>国連持続可能な開発会議(リオ+20)</u>の成果文書として採択された"The Future We Want"では、「アフリカの開発ニーズに関する政治宣言」及び「アフリカ開発のための新パートナーシップ」などが再確認されている。

アフリカの開発をテーマとする国際会議「TICAD (Tokyo International Conference on African Development:アフリカ開発会議)」は、日本政府が主導し、国連・国連開発計画(UNDP)・世界銀行などと共同で、5年に一度、日本で開催されている。第5回となる2013年は、2008年の前回に引き続き横浜で6月に開催される。主要テーマは「強固で持続可能な経済」、「包摂的で強靭な社会」、「平和と安定」、全体テーマは「躍動するアフリカと手を携えて一質の高い成長を目指して一」である。

リオ+20、気候変動枠組条約、<u>生物多様性</u>条約締約国会議など、グローバルな課題を話し合う国際会議において、途上国の発言力が強くなってきている。このため途上国と先進国の意向が対立することも多くなったが、途上国同士でも一枚岩とはいえない。今後は、地域によって異なる主張が展開され、国際会議がまとまらなくなる傾向が強まるだろう。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) や無料通話・無料メールアプリなどの普及、2012 年の携帯電話の出荷台数のうちスマートフォンの割合が半数を超えると見込まれるなど、テクノロジーに敏感な人々から一般の人々にまでソーシャルメディアなどが広まったのが 2012 年である。

「アラブの春」の例を挙げるまでもなく、ソーシャルメディアなどの ICT 技術は、貧困層にも発言や起業のチャンスを与える武器になる。一方で、ICT 分野の技術革新が早いこともあって、利用者ばかりでなく、ICT 技術を使ってサービスを提供する側も、情報セキュリティやプライバシーに関する考え方・技術レベルのばらつきが大きいという問題が浮き彫りになってきた。

1980年に、プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告 (OECD プライバシーガイドライン) を出した OECD では、こうした変化などをかんがみて、2013年にガイドラインを改正する予定である。

欧米では、個人のプライバシー確保と、表現・報道の自由やイノベーション阻害への懸念の バランスについて議論が起きている。欧州ではプライバシー保護は基本的人権の一つとみなさ



れており、プライバシーを重視する指令を規則化することなどが検討されている。米国でも、「消費者プライバシー権利章典」や「連邦取引委員会 (FTC) による規制活動の強化」などについて記述した「ネットワーク化された世界における消費者のデータプライバシー」が起草され、立法勧告されている。2013 年も引き続き議論が続こう。

【コーポレート・ガバナンス】

民主党政権下で進められてきた企業ガバナンス改革は、2012 年 8 月に「会社法改正要綱案」の取りまとめに結実したが、焦点となっていた社外取締役の選任義務化は見送られ、社外取締役を選任しない場合には、その理由を事業報告に記載することとされた。要綱案には、上場会社については証券取引所規則等によって義務化すべしという付帯決議も行われており、義務化の方向は明確になっていた。社外取締役の社外性要件を強化するとしていたことから、上場会社にとっては、実質的な独立社外取締役の義務化につながる改正案であったといえよう。また、多重代表訴訟は、発行済株式の1%以上を保有する株主のみが提起可能な少数株主権として法制化される見通しであった。会社法改正法案は、早ければ2012 年臨時国会に上程されるとの見方もあったが、衆議院の解散と自民党政権の誕生によって、民主党主導の改正法案の行方は不透明なものとなっている。

自民党では、2012 年 3 月に企業統治改革案を取りまとめている。社外取締役を独立取締役に 改称するとともに、独立性について一定の数値基準を設けることとされた。また、上場企業に ついては、複数の独立取締役の選任を義務化するが、取引所規則による方法と法律に定める方 法の双方が提案されている。この点では、民主党の改正要綱案と重なり合う。多重代表訴訟に ついては、実際の必要性をさらに検討するとして先送りする考えが示されていた。

衆院選挙後、日本の株式市場は、回復の動きを強めているものの、投資家の信頼をさらに強 くしていくためには、企業ガバナンス改革の一層の推進が求められるだろう。

